

湖南・甲賀環境協会  
会員各位

湖南・甲賀環境協会  
会長 横江 忠彦  
(京セラ(株)滋賀野洲工場)

## 第二回 環境担当者研修会の開催案内について

拝啓

秋冷の折、貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件、環境担当者を対象に下記の通り開催いたします。

今回は滋賀県より「大気汚染防止法」関連についてご講演頂きます。

令和2年5月に「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が、可決・成立し、建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化するに伴う留意点について又、NPOびわ湖環境様からアスベストの除去手順についての概要をご講演頂きます。

受講を希望される方は、申込用紙に内容をご記入いただき、甲賀会場は11月4日、南部会場は11月13日までに事務局宛メール又はFAXにてお申し込みください。お申込みは複数名でも結構です。

なお、受付確認のご連絡は致しませんが、定員超過の場合は、お断りする場合がありますのでご了承をお願いします。

尚、当日は新型コロナウイルス感染症予防のため、会場にて対策を徹底していきますので、ご協力をお願い致します。

①会場にて健康状態を確認するため、ご入場前に検温をさせていただきます。

体調が良くない場合（発熱・咳・咽頭痛など）は参加を見合わせ下さいませようお願い致します。

②研修会中は、マスクの着用をお願い致します。

敬具

記

回	開催日時・場所	定員	内容&講師（敬称略）
第2回	甲賀会場： 令和2年11月11日（水） 13:30～15:00 滋賀県甲賀市碧水ホール <a href="http://www.city.koka.lg.jp/2214.htm">http://www.city.koka.lg.jp/2214.htm</a>	100名	①（仮）アスベストの飛散防止対策及び大気汚染防止法の改正について 講師：滋賀県南部環境事務所 主査 中島 有希子
	南部会場 令和2年11月20日（金） 13:30～15:00 草津市立まちづくりセンター <a href="http://www.kusatsu-machisen.net/">http://www.kusatsu-machisen.net/</a>	65名	②（仮）アスベストの除去手順について 講師：NPOびわ湖環境 佐野 由明

1. 開催日程・会場 ※同じ内容です。ご都合のよい方の会場をお申し込み下さい。

2. 共催：滋賀県南部環境事務所、滋賀県甲賀環境事務所、湖南・甲賀環境協会

3. 対象者：環境実務担当者

4. 受講料：無料

5. お申し込み・お問い合わせ：湖南・甲賀環境協会 事務局 渡部

E-メール：[konan99@poppy.ocn.ne.jp](mailto:konan99@poppy.ocn.ne.jp) Tel：080-8329-2319 FAX:077-564-1733

## 第2回環境担当者研修会参加申込書

湖南・甲賀環境協会 事務局まで

メールアドレス [konan99@poppy.ocn.ne.jp](mailto:konan99@poppy.ocn.ne.jp)

FAX 077-564-1733 (TEL080-8329-2319)

湖南・甲賀環境協会 会員企業名 ( )

ご連絡先担当部署名 ( )

ご連絡先担当者名 ( )

ご連絡先電話番号・連絡先FAX番号(tel ) (fax )

講座名・開催日	ご参加者所属名	ご参加者ご氏名及び電話番号
11月11日(水) 甲賀市碧水ホール		
11月20日(金) 草津市立まちづくりセンター		

※ 受講希望日に○を付け、受講者の氏名をご記入いただき、甲賀会場は11月4日、南部会場は11月13日までお申し込み下さい。

尚、南部会場は駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用お願い致します。

※ 会員様にご活用頂けますよう、研修会の講演内容を動画撮影予定です。動画はURLをご存知の方のみ閲覧できるYoutubeでの限定公開とし、会員様のみにURLをご案内致します。

参加者様は写さないよう心掛けますが、万が一写りこんでしまいました場合は、何卒ご了承頂きますようお願い申し上げます。

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況、政府・自治体からの要請等によっては、研修会を中止とさせて頂く場合がございます。その場合は事前に改めてご連絡させていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

### ※受講者の感染が確認された場合の会場と保健当局への情報提供について

会場の利用にあたり、当日の参加者と連絡先の把握が必要となります。後日名簿の提出を求められる場合もありますので、ご理解の程お願い申し上げます。

また万一受講者の感染が確認された場合で、保健当局において、他の受講者が濃厚接触者に該当すると判断された場合、受講者の連絡先等の情報提供が要請される場合があります。

公益性の観点から、このような要請があった場合は、保健当局等に対して必要な情報提供をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。

以上